

議案第7号参考資料

利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(会計年度任用職員の給与) 第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>_____をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬<u>及び期末手当</u>_____をいう。 2・3 (略) (期末手当) 第26条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条_____において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若	(会計年度任用職員の給与) 第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 2・3 (略) <u>(勤勉手当)</u> <u>第16条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u> (期末手当) 第26条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条<u>及び次条第1項</u>において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若

しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

（勤勉手当）

第26条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(委任) <u>第35条</u> (略)	<u>(給与改定の実施時期等の取扱い)</u> <u>第35条</u> この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例（これに基づく規則を含む。次項において同じ。）の規程について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。 <u>2</u> この条例の規定（この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例の規定を含む。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者（当該改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。）の在職期間中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。 <u>3</u> 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前3項の規定によることができない場合又は前3項の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、別に町長の定めるところにより、又はあらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。 (委任) <u>第36条</u> (略)
------------------------------------	--

	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第35条を第36条とし、第34条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(利根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</u> <u>2 利根町職員の育児休業等に関する条例（平成4年利根町条例第7号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第7条第1項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。</u>
--	---

議案第 7 号参考資料

利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第 2 項）新旧対照表

利根町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条から第 6 条まで省略 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第 7 条 利根町職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年利根町条例第 3 7 号。以下「給与条例」という。）第 2 0 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）</u> のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 （略） 第 8 条以下省略	第 1 条から第 6 条まで省略 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第 7 条 利根町職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年利根町条例第 3 7 号。以下「給与条例」という。）第 2 0 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 （略） 第 8 条以下省略